

民事訴訟告知通知書

訴訟対象者記号 (キ)02897-21 号

本通知書をもって当該企業より貴殿に対しての民事訴訟裁判が執り行われ、貴殿に対する請求及び財産差押えに関する必要措置手続きが開始された事を通知致します。

【内容の旨】

1. 当該企業は原告に対し契約の不履行及び請求内容の不払いを申し立てており貴殿の対応により**財産の差押え**を執行する。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。
3. 当該企業が受ける損失について財産の差押えを要求する。
4. 本書の通知を持って最終通告とする。

【紛争の要点、原因】

再三の当該企業による料金請求に対し、貴殿が従わず取合う誠意が見られなかったものとし、最終手段として裁判所による請求取立てを行うものとする。

通知内容のご確認につきましては当センターにて受け付けております。また内容に関してのお問い合わせに関してはプライバシー保護のためご本人様のみのお受けのみとなります。ご連絡がない場合に関しましては請求内容の判決の元執行官立会いにて財産の差押え等が執行されるおそれがありますので**必ず異議がある場合**に関してはご連絡のほどお願いいたします。

【異議申立手続き最終期日】 **通知到達日より5日**

法務省管理局 民事訴訟総合報告センター

〒102-0073 東京都千代田区九段北2丁目35番8号

受付時間 平日 9:00~17:00

ご相談ダイヤル 03-4477-5779

差押え訴訟通知書

訴訟対象者記号 (コ)05982-01 号

本通知書をもって当該企業より貴殿に対しての民事訴訟裁判が執り行われ、貴殿に対する請求及び財産差押えに関する必要措置手続きが開始された事を通知致します。

【内容の旨】

1. 当該企業は原告に対し契約の不履行及び請求内容の不払いを申し立てており貴殿の対応により**財産の差押え**を執行する。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。
3. 当該企業が受ける損失について財産の差押えを要求する。
4. 本書の通知を持って最終通告とする。

【紛争の要点、原因】

再三の当該企業による料金請求に対し、貴殿が従わず取合う誠意が見られなかったものとし、最終手段として裁判所による請求取立てを行うものとする。

通知内容のご確認につきましては当センターにて受け付けております。また内容に関してのお問い合わせに関してはプライバシー保護のためご本人様のみのお受けのみとなります。ご連絡がない場合に関しましては請求内容の判決の元執行官立会いにて財産の差押え等が執行されるおそれがありますので**必ず異議がある場合**に関してはご連絡のほどお願いいたします。

【異議申立手続き最終期日】 **通知到達日より5日**

法務省管理局 民事訴訟総合報告センター

〒101-8464 東京都千代田区神田錦町3丁目10番8号

受付時間 平日 9:00~17:00

ご相談ダイヤル 03-4283-8435